

小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託

仕 様 書

福岡県小郡市
都市建設部都市計画課

小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託仕様書

第1章 総 則

第1条(適用範囲)

本仕様書は、小郡市(以下「甲」という。)が行う「小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用し、受託者(以下「乙」という。)が遵守、執行しなければならない事項を定めたものである。

第2条(業務の目的)

本業務は、大分自動車道筑後小郡インターチェンジ周辺地区及び新たに設置されるスマートインターチェンジ周辺地区を対象として、地区の現状やニーズを踏まえながら、対象地区の役割を明らかにし、完全に農地から工業・産業系用地へ転換してしまう従来型の開発でなく、本市の基幹産業である農地を加えたまちづくり構想及び事業化手法の検討を行うことを目的とする。

第3条(準拠すべき諸法令等)

本業務の履行にあたっては、この仕様書及び小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託プロポーザルにおいて提出した提案書によるほか、次に挙げる諸法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)
- (3) 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)
- (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (5) 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)
- (6) 都市再生特別措置法(平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号)
- (7) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (8) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)
- (9) 小郡市総合振興計画
- (10) 小郡市都市計画マスタープラン
- (11) その他関係法令・通達等

第4条(乙の義務)

「乙」は、本業務の履行にあたり、内容・目的を十分に理解したうえでこれを行うものとする。また、本仕様書には、本業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであり、これに記載していない事項であっても、必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第5条(機密の厳守)

「乙」は、本業務に関係する全ての事項について、「甲」の許可無く他に漏らしたり転用してはならない。

第6条(技術者配置要件)

本業務を行う管理技術者及び照査技術者は技術士(建設部門:都市及び地方計画)の資格を保有し、技術士法による登録を行っている者、または、RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を保有し、登録証の交付を受けている者とする。

第7条(資料の貸与)

「乙」が本業務に必要とする資料は、「甲」が別途貸与するものとする。ただし、「乙」は貸与された資料を破損・紛失しないように注意し、業務完了後は速やかに返却するものとする。尚、万一、事故のあった場合には、「乙」の責任において現状に復さねばならない。

第8条(安全管理)

「乙」が現地調査を行う際は、現場作業担当者の安全確保はもとより、第三者への事故防止対策を徹底するため、安全管理計画を立案し、緊急時連絡体制表を「甲」へ事前に提出し了承を得るものとする。また、諸管轄への申請が必要な場合は原則「乙」にて申請を行うものとする。

第9条(損害賠償)

「乙」は、本業務実施中に第三者より受けた、または与えた損害については、「乙」の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて「乙」が負担するものとする。また、その際には、発生原因、応急処理、経過、被害等を速やかに「甲」に報告するものとする。

第10条(変更契約)

「乙」は、業務を遂行するにあたり、契約内容に変更が生じた場合は、「甲」「乙」協議のうえ契約変更の対象とする。

第11条(疑義)

「乙」は、業務の実施にあたり不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに「甲」の指示を受けなければならない。なお、疑義に対する協議には日数を要する場合もあるので、打合せを早急に実施し、業務の遂行に支障がないように配慮するものとする。

第2章 業務内容

第12条(業務概要)

- (1) 業務件名:小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託
- (2) 業務場所:筑後小郡インターチェンジ周辺地区、味坂スマートインターチェンジ(仮称)周辺地区
- (3) 業務期間:契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで

第13条(業務計画立案)

「乙」は本業務が円滑かつ的確に行えるよう、業務の目的・内容を十分に理解し、実施方針、作業工程、履行体制等を記した業務計画書を作成するとともに、必要資料の収集整理を行う。

第14条(筑後小郡インターチェンジ周辺地区の現況把握及び課題と役割の抽出)

1. 上位計画・関連計画(都市計画マスタープラン等)の位置づけ
2. 対象地区の現況の把握(人口、交通、土地利用、農業、商業、公共施設、地区資源等)
3. 対象地区のニーズ及びシーズ調査(企業ニーズ調査、人口・産業フレーム算定)
4. 対象地区の課題と役割の抽出

第15条(味坂スマートインターチェンジ(仮称)周辺地区の現況把握及び課題と役割の抽出)

対象地区に求められる役割の抽出及び、まちづくりをするにあたって想定される課題の抽出を行う。

第16条(まちづくり構想の作成)

筑後小郡インターチェンジ周辺地区の求められる役割や課題を踏まえ、地区の持つポテンシャルを活かすためのまちづくり構想を作成する。

第17条(実現化方策(事業手法)の検討)

まちづくり構想の実現化に向けて、公共公益施設や都市基盤整備の整備などのハードに関する整備メニュー、市民・観光関連事業者・関係団体によるまちづくりの活動の促進等のソフトに関する具体的な取り組みについて検討を行う。

第18条(報告書作成)

まちづくり構想を取りまとめる。想定する項目は概ね以下のとおり。

- ・上位計画・関連計画の位置づけ
- ・地区の特徴、現状と課題
- ・まちづくり構想、実現化方策
- ・地区の構想図

第19条(庁内検討委員会運営支援)

庁内で開催する検討委員会で使用する資料作成及び会議の運営補助、議事録作成等を行う。

第20条(打合せ協議)

打合せ回数は業務着手前、中間報告時、成果品納入時を含め3回程度とする。また、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。また、必要と思われる場合は適宜行うものとする。

第3章 成果品

第21条(成果品)

「乙」は、本業務における成果品として、以下に示す図書等を納入するものとする。

(1) 業務報告書 2部

第14条から第19条に規定する検討結果について明記したもの

(2) 電子データ 1部

上記業務報告書の電子データを格納した CD または DVD

なお、格納するデータの形式は以下のとおりとする。

1) 図面に関するデータ(PDF 形式、JPEG 形式、AI 形式)

2) その他のデータ(Word 形式、Excel 形式、PowerPoint 形式)

第22条(成果品の取扱い)

本業務によって得られる成果は、全て「甲」に帰属するものとし、「乙」は、「甲」の承認なく成果品又は成果品に含まれる情報を他に公表、提供、若しくは貸与してはならない。

第23条(検査)

「乙」は、期限内に成果品を提出し、「甲」の検査を受けるものとする。また、成果品納入後であっても、明らかに「乙」の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、「乙」の責任でこれを手直しするものとする。

第24条(納品場所)

成果品は、以下の場所に納品するものとする。

小郡市役所 都市建設部都市計画課(〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1)